

おも 思いあたることは ありませんか？



あんしん く しゃかい
安心して暮らせる社会へ

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう 障害者虐待防止法とは

ぎゃくたい きん し よ ぼう そう き ほん と く ほう りつ
虐待を禁止し、予防と早期発見に取り組むための法律です

ぎゃく たい これは虐待です！

身体的虐待(しんたいてきぎゃくたい)

- なく け
・殴られる ・蹴られる
- むり た もの の もの くち い
・無理やり食べ物や飲み物を口に入れられる

性的虐待(せいてきぎゃくたい)

- むり
・無理やりキスをされる
- えいぞう み
・わいせつな映像を見せられる

放棄、放置(ほうき、ほうち)

- しょくじ じゅうぶん あた
・食事を十分に与えてもらえない
- はいせつ かいじょ
・排泄の介助をしてもらえない

心理的虐待(しんりてきぎゃくたい)

- どな むし
・怒鳴られる ・無視をされる
- なかまはず
・仲間外れにされる

経済的虐待(けいざいてきぎゃくたい)

- ひつよう きんせん わた
・必要な金銭を渡してもらえない
- ねんきん ちんきん つか
・年金や貸金を使われてしまう

しょうがいしゃ ぎゃくたい かん とい あわ さき 障害者虐待に関する問合せ先

えどがわくしょうがいしゃぎゃくたいつうほう

江戸川区障害者虐待通報ダイヤル(24時間対応) じかんだいおう

い
言おう ひとりじゃないよ

TEL:03-5662-1014 FAX:03-3656-5874



きんきゅうじ けいさつ ばん
緊急時には警察(110番)へ

えどがわく
江戸川区



思いあたることはい ありませんか？

おも
安心して暮らせる社会へ



しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法とは

さべつ しょうがい ひと ひと
差別をなくすことで障害のある人もない人も
とも い しゃがい めざ ほうりつ
共に生きる社会をつくることを目指す法律です

しょうがい りゆう
障害を理由とした
さべつ きんし
差別は禁止されています

てだす はいりょ ひつよう
手助けや配慮が必要なことを
そうだん
相談してみましょう

ぎょうせいきかん じぎょうしゃ しょうがい ひと たい せいとう りゆう
行政機関や事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、
しょうがい りゆう さべつ きんし
障害を理由として差別することを禁止しています

- 受付の対応を拒否される
- 保護者や介護者が一緒にいないと
お店に入れてもらえない



ぎょうせいきかん じぎょうしゃ しょうがいしゃ ひつよう はいりょ もうで ばあい
行政機関や事業者は、障害者が必要な配慮を申し出た場合に、
ふたん ぶち はんい たいわ ひと ひつよう
負担が重すぎない範囲で、対話に基づいて、その人に必要で

- 合理的な対応をすることが求められています
- 意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット
端末などを使う
 - 段差がある場合に、乗り越える手伝いをする



えどがわく しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん しょくいんたいおうようりょう もと くかくそうだんまどくち たいおう
※「江戸川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき区各相談窓口で対応しています。

しょうがいしゃさべつかいしょう かん といあわ さき 障害者差別解消に関する問合せ先

えどがわくきかんそうだんしえん
江戸川区基幹相談支援センター

TEL:03-5662-0089 FAX:03-3656-5874



とうきょうとしょうがいしゃけんりようご

東京都障害者権利擁護センター TEL:03-5320-4223 FAX:03-5388-1413

こころあ 心当たりのある方は、ご相談ください。

えどがわく
江戸川区

